# 少年院在院者の保護者に対する措置等に関する研究

矯正協会附属中央研究所 佐 藤 良 彦 谷 村 昌 昭

キーワード:保護者に対する措置、保護者ハンドブック、個別的処遇計画

# I 研究の目的

少年院法及び少年院処遇規則の一部改正により、少年院在院者の保護者に対して、少年院側が、在院者の監護に関する責任を自覚させ、矯正教育の実効を上げるため、指導、助言その他の適当な措置を実施できることが明文化された。少年院処遇規則によれば、少年院は、効果的な矯正教育を実施するため、保護者に対して矯正教育の実施状況についての情報提供を通じて、矯正教育に関する保護者の理解を深めるとともに、その実施に関する保護者の協力を得るよう努めるほか、職員による面談の実施や、教育活動への参加の促進その他の適当な措置をとるものとされている。

少年院では、これまでも保護者に対しては様々な働き掛けを実施しており、その実績を 積み重ねてきている。今回の少年院法及び少年院処遇規則の一部改正によって、これまで の積み重ねを明文によって支えるとともに、保護者に対する措置等として、より積極的な 取組が期待されるものとなった。

本研究では、各少年院が実施している保護者に対する措置等について、全国の少年院における企画・実施状況や実施上の問題点等を把握するとともに、今後の保護者に対する措置等の在り方について検討を加えたい。

# Ⅱ 方法

# 1 調査対象施設

全国の少年院52庁(分院を含む。)を対象とした。

#### 2 調査期間

平成20年7月4日から同年8月22日まで

### 3 調査方法

調査対象施設52庁の統括専門官に対し、調査票を送付し、回答を求めた。

#### 4 調查内容

調査項目は、以下のとおりである。

- (1) 収容状況
  - ア 平成20年8月1日現在の処遇課程等別人員
  - イ 同処遇段階別人員
- (2) 保護者に対する情報提供等について
  - ア 平成20年4月1日から同年6月30日までの3か月間の新入院者(A)と,そのうち保護者に「保護者ハンドブック」を交付した者の人数
  - イ アで、「保護者ハンドブック」を交付していない者の理由と人数
  - ウ Aのうち、保護者に対して「保護者ハンドブック」についての説明を行った人数
  - エ ウで、「保護者ハンドブック」についての説明を行っていない者の理由と人数
  - オ 「保護者ハンドブック」についての説明を実施している機会
  - カ 個別的処遇計画について、保護者に説明している内容
  - キ Aのうち、保護者に対して個別的処遇計画についての説明を行った人数
  - ク キで、個別的処遇計画についての説明を行っていない者の理由と人数
  - ケ 個別的処遇計画策定時の保護者の意向の参酌状況
  - コ 個別的処遇計画について保護者の意向確認方法等(自由記述)
  - サ 成績評価についての説明を実施している機会
  - シ 成績評価についての説明時期・方法・対応者等(自由記述)
- (3) 保護者に対する措置について
  - ア 平成20年4月1日から同年7月31日までの4か月間の保護者との面談実施回数
  - イ アについて、定期的なものか、保護者の希望かなど面談実施の理由ごとの内訳
  - ウ アについて、少年の面談時の処遇段階ごとの内訳
  - エ アについて、対応職員ごとの回数
  - オ 通常面会の立会い職員
  - カ 平成20年4月1日から同年7月31日までの4か月間の特別面会, 宿泊面会の実施 状況
  - キ 教育過程ごとの保護者会実施状況
  - ク 平成20年1月1日から同年12月31日までの保護者参加教育活動実施状況
  - ケ 平成20年1月1日から同年12月31日までの保護者向け講習・講演会実施状況
- (4) 保護者に対する措置等の全般について
  - ア 保護者に対する措置等に関連した取組・検討中の取組(自由記述)
  - イ 保護者への対応に苦慮した事例(自由記述)
  - ウ 保護者に対する措置等についての問題や困難な点(自由記述)

# Ⅲ 結果

# 1 矯正教育に関する情報の提供

# (1) 保護者ハンドブック

# ア 保護者ハンドブックの交付状況 (表1~3)

平成20年4月から同年6月までの3か月間に入院した少年について、「保護者ハンドブック」を保護者に交付した少年の人員(以下、「交付人員」という。)は、全52庁の合計で834人であり、同期間の新入院者の合計892人の93.5%を占める。各施設の交付人員の割合の最大は100.0%であり、最小は60.0%であった。

長期・短期処遇施設別に見ると、いずれの交付人員の割合についても9割を超えている。最も割合の高かったのは、短期処遇施設で97.9%であった。新入院者すべての保護者に交付していた施設(新入院者がいなかった施設を除く)は、長期処遇施設については32庁中15庁、短期処遇施設10庁中8庁、長期・短期処遇併設施設10庁中5庁であった。

	長期	短期	長・短期併設
	(32庁)	(10庁)	(10庁)
新入院者数	546	192	154
交付者数	502	188	144
新入院者数に占める交付者数の割合	91.9%	97.9%	93.5%
各施設ごとの上記割合の範囲	60.0%~100.0%	76.9%~100.0%	63.6%~100.0%

表1 保護者ハンドブック交付状況(長期・短期処遇施設別)

男女施設別に見ると、いずれの交付人員の割合についても9割を超えている。最も割合の高かったのは、男女併設施設で93.8%であった。新入院者すべての保護者に交付していた施設(新入院者がいなかった施設を除く)は、男子施設41庁中22庁、女子施設9庁中5庁、男女併設施設2庁中1庁であった。

F 1- 11 10-2 1-		- (000000000000000000000000000000000000	
	男子施設	女子施設	男女併設
	(41庁)	(9庁)	(2庁)
新入院者数	767	93	32
交付者数	719	85	30
新入院者数に占める交付者数の割合	93.7%	91.4%	93.8%
各施設ごとの上記割合の範囲	60.0%~100.0%	63.6%~100.0%	88.9%~100.0%

表2 保護者ハンドブック交付状況 (男女施設別)

注 新入院者がなかった施設については、割合の範囲から除いている。

注 新入院者がなかった施設については、割合の範囲から除いている。

「保護者ハンドブック」を交付していない58名について、その理由に調べたところ、近日中に手交又は郵送により交付を予定している(24名)、との理由が最も多く、次いで、保護者会や面接などによる来院の機会がない(14名)、保護者に連絡が取れない(8名)、保護者が引受けを拒否していたり、保護者のもとに帰住させることができない(7名)などとなっている。なお、これらの理由のうち、近日中に交付が予定されているもの(24名)について、「保護者ハンドブック」が予定者にすべて交付された場合、新入院者の96.2%に「保護者ハンドブック」が配布されることになる。

理由	人数
近日中に手交又は郵送により交付を予定している	24
保護者会や面接などによる来院の機会がない	14
保護者に連絡が取れない	8
保護者が引受けを拒否していたり、保護者のもとに帰住させ ることができない(保護者に当たる者がいない、を含む)	7
その他	5

表3 保護者ハンドブックを交付していない理由

# イ 保護者ハンドブックの説明状況 (表4~6)

平成20年4月から同年6月までの3か月間に入院した少年について、「保護者ハンドブック」について保護者に説明した少年の人員(以下、「説明人員」という。)は、全52庁の合計で759人であり、同期間の新入院者の合計892人の85.1%を占める。各施設の新入院者に対する説明人員の割合の最大は100.0%であり、最小は37.5%であった。なお、全52庁の交付人員に対する説明人員の割合は、91.0%であり、「保護者ハンドブック」を交付した保護者の9割以上に説明を実施したことになる。

長期・短期処遇施設別に見ると、新入院者数に対する説明人員の割合については、いずれについても8割を超えている。交付人員と同様に、短期処遇施設が最も高く、97.4%となっている。長期処遇施設及び長期・短期処遇併設施設では9割に達していない。長期処遇施設については、最小と最大の差が大きく、最も割合の低い施設は、37.5%となっている。新入院者すべての保護者に「保護者ハンドブック」について説明していた施設(新入院者がいなかった施設を除く)は、長期処遇施設32庁中3庁、短期処遇施設10庁中7庁、長期・短期処遇併設施設10庁中3庁であった。なお、新入院者数に対する説明人員の最も高かった短期処遇施設は、交付人員に対する説明人員の割合についても99.4%で最も高く、交付した保護者のほぼすべてに説明していることになる。

	長期	短期	長・短期併設
	(32庁)	(10庁)	(10庁)
新入院者数	546	192	154
説明実施者数	442	187	130
新入院者数に占める実施者数の割合	81.0%	97.4%	84.4%
各施設ごとの上記割合の範囲	37.5%~100.0%	76.9%~100.0%	50.0%~100.0%

表4 保護者ハンドブック説明状況(長期・短期処遇施設別)

男女施設別に見ると、新入院者数に対する説明人員の割合については、男子施設が86.4%と最も高く、女子施設及び男女併設施設については、8割に達していない。男子施設は、最小と最大の差が大きく、最も割合の低い施設は、37.5%となっている。新入院者すべての保護者に「保護者ハンドブック」について説明していた施設(新入院者がいなかった施設を除く)は、男子施設41庁中9庁、女子施設9庁中4庁、男女併設施設2庁中0庁であった。

	男子施設	女子施設	男女併設
	(41庁)	(9庁)	(2庁)
新入院者数	767	93	32
交付者数	663	73	23
新入院者数に占める交付者数の割合	86.4%	78.5%	71.9%
各施設ごとの上記割合の範囲	37.5%~100.0%	50.0%~100.0%	57.1%~83.3%

表5 保護者ハンドブック説明状況 (男女施設別)

「保護者ハンドブック」についての説明を実施していない133名について、その理由を調べたところ、保護者会や面会による保護者の来院がないために実施できない(52名)が最も多く、次いで近日中に保護者会又は面会での来院の予定があり、その際に実施する(42名)、保護者に連絡が取れない(22名)、などとなっていた。これらの理由のうち、近日中に説明が予定されているもの(42名)について、予定者すべてに「保護者ハンドブック」についての説明がなされた場合、新入院者の89.8%に「保護者ハンドブック」についての説明が実施されることになる。

注 新入院者がなかった施設については、割合の範囲から除いている。

注 新入院者がなかった施設については、割合の範囲から除いている。

理由	人数
保護者会や面会による保護者の来院がないため実施できない	52
近日中に保護者会又は面会で来院の予定があり、その際に実施する	42
保護者に連絡が取れない	22
保護者が引受けを拒否していたり、保護者のもとに帰住させる ことができない(保護者に当たる者がいない、を含む)	12
その他	5

・表6 保護者ハンドブックの説明を実施していない理由

「保護者ハンドブック」についての説明を、どの機会に保護者に行うか尋ねた。 最も多かったのは新入時保護者会の際とした施設(50庁)で、ほぼすべての施設が、 新入時保護者会の際に、「保護者ハンドブック」について説明している。なお、少年 との面会ために保護者が来院した際とした施設は24庁あった。

#### (2) 個別的処遇計画

# ア 個別的処遇計画の説明状況 (表 7 ~ 9)

平成20年4月から6月までの3か月間に入院した少年について、個別的処遇計画について保護者に説明した少年の人員は、全52庁の合計で725人であり、同期間の新入院者の合計892人の81.3%を占める。各施設の個別的処遇計画の説明人員の新入院者に対する割合の最大は100.0%であり、最小は0.0%であった。なお、0.0%の施設は、個別的処遇計画についての説明を、1級下進級後に行っているとしており、当該施設は長期処遇施設でもあることから、調査時点では同期間の入院少年が1級下にまで進級していなかったものである。

長期・短期処遇施設別に見ると、新入院者数に対する個別的処遇計画の説明人員の割合については、短期処遇施設が97.4%と最も高くなっている。新入院者すべての保護者に個別的処遇計画について説明していた施設(新入院者がいなかった施設を除く)は、長期処遇施設32庁中3庁、短期処遇施設10庁中7庁、長期・短期処遇併設施設10庁中2庁であった。

	長期	短期	長・短期併設
	(32庁)	(10庁)	(10庁)
新入院者数	546	192	154
説明実施者数	413	187	125
新入院者数に占める実施者数の割合	75.6%	97.4%	81.2%
各施設ごとの上記割合の範囲	0.0%~100.0%	76.9%~100.0%	42.9%~100.0%

表7 個別的処遇計画説明状況(長期·短期処遇施設別)

注 新入院者がなかった施設については、割合の範囲から除いている。

男女施設別に見ると、新入院者数に対する個別的処遇計画の説明人員の割合については、男子施設が82.8%と最も高くなっている。新入院者すべての保護者に個別的処遇計画について説明していた施設(新入院者がいなかった施設を除く)は、男子施設41庁中9庁、女子施設9庁中3庁、男女併設施設2庁中0庁であった。

	男子施設	女子施設	男女併設
	(41庁)	(9庁)	(2庁)
新入院者数	767	93	32
交付者数	635	68	22
新入院者数に占める交付者数の割合	82.8%	73.1%	68.8%
各施設ごとの上記割合の範囲	0.0%~100.0%	42.9%~100.0%	57.1%~77.8%

表8 個別的処遇計画説明状況 (男女施設別)

個別的処遇計画についての説明を実施していない167名について、その理由を調べたところ、保護者の来院がないため実施できない(49名)が最も多く、次いで近日中に保護者会又は面会で来院の予定があり、その際に実施する(47名)、保護者に連絡が取れない(22名)となっていた。個別的処遇計画の説明は、1級下進級後に行っている(13名)、保護者が引受けを拒否していたり、保護者のもとに帰住させることができない(12名)、入院後すぐに保護者の来院があったが、個別的処遇計画作成後の来院がまだないため(12名)などの理由も挙がっていた。なお、これらの理由のうち、近日中に説明が予定されているもの(47名)について、予定者すべてに個別的処遇計画についての説明が実施された場合、新入院者の86.5%に個別的処遇計画についての説明を実施したことになる。

理由	人数
保護者の来院がないため実施できない	49
近日中に保護者会又は面会で来院の予定があり、その際に実施する	47
保護者に連絡が取れない	22
個別的処遇計画の説明は,1級下進級後に行っている	13
保護者が引受けを拒否していたり、保護者のもとに帰住させること ができない(保護者に当たる者がいない、を含む)	12
入院後すぐに保護者の来院があったが、個別的処遇計画作成後の来 院がまだないため	12
その他	12

表9 個別的処遇計画の説明を実施していない理由

注 新入院者がなかった施設については、割合の範囲から除いている。

#### イ 説明内容

個別的処遇計画について保護者に説明する際に、列挙した内容が説明する内容に該当するかどうかを調べた。該当するとした施設が多かった順に、個人別教育目標(50庁)、段階別到達目標(49庁)、個別的処遇計画の制度概要(48庁)、教育の予定期間(46庁)、教育内容・方法(41庁)、その他(6庁)であった。その他としては、保護者の意向の参酌や進級についてなどが挙がっていた。

#### ウ 保護者の意向の参酌(表10)

個別的処遇計画を策定する際の保護者の意向の参酌の状況について尋ねたところ,「必要に応じて参酌している」としたのが最も多く,34庁であった。「必ず参酌している」と回答したのは4庁にとどまっており、「ほとんど参酌していない」とした施設は13庁に上った。

保護者の意向の参酌について、実施方法等を自由記述の形式で尋ねた。多くの施設が、保護者あてに少年の入院についての連絡文書を送付する際にアンケート等の形で、少年の問題点や少年院での教育活動についての要望等の意向を確認しているとしていた。初回面会時や新入時保護者会において、保護者の意向を確認するとしていた施設もあった。

一方,個別的処遇計画の作成期間に保護者の意向の確認が間に合わないとする回答も見られた。作成期間までに保護者の意向についてのアンケートの返信の未着や,初回面会や新入時保護者会の開催がないといった理由が挙げられていた。個別的処遇計画に具体的に盛り込まれなくても,実際に処遇に取り入れているとする回答や,個別的処遇計画作成後に必要に応じて,保護者の意向の内容を踏まえて修正・変更するという回答も見られた。

	施設数
必ず参酌している	4 庁
必要に応じて参酌している	34庁
ほとんど参酌していない	13庁
その他	1 庁

表10 個別的処遇計画への保護者の意向の参酌状況

#### (3) 成績評価

#### ア 成績評価の説明機会(表11)

成績評価について,主にどのような機会に保護者に説明するかについて,多肢選択により尋ねたところ,少年と保護者との面会時に説明する(37庁)を選択した施設が最も多く,次いで保護者会の際に説明する(27庁),保護者会や少年との面会以外に保護者との面談の機会を設定して行う(13庁),文書の郵送により説明する

(6庁)となっている。

	2011 /久順日	
	説明機会	施設数
(a)	保護者会の際に説明する	27庁
(b)	少年と保護者との面会に立会い,面会時に説明する	37庁
(c)	(a), (b)以外に保護者との面談の機会を設定して行う	13庁
(d)	文書の郵送により説明する	6 庁
(e)	その他	7 庁

表11 成績評価の説明機会

注 複数回答

# イ 成績評価の説明時期等

成績評価の説明について、時期や方法等について自由記述で尋ねた。

実施時期については、進級後の面会時に行うとした回答や、行事や保護者会、面会等で来院した際に直近の成績について説明しているとした回答があった。また、1級下進級時から実施しているとする回答も見られた。

実施方法については、少年との面会の前後や保護者会等において、職員との面談を実施し、その際に職員が口頭で説明するという回答や、少年との面会時に職員が口頭で説明するというもののほか、面会時に少年に口頭で説明させ、職員がそれに補足するという回答も見られた。

対応職員については、個別担任又は所属寮担任とする回答が最も多く、分類保護 担当職員や分類保護担当統括専門官とする回答も少数あった。

#### 2 面談等の措置

### (1) 面談

# ア 面談実施状況 (表12~15)

平成20年4月から同年7月までの4か月間における面談実施回数(延べ人数)について調べたところ、1施設当たりの平均回数は60.1回であり、最小回数は8回、最大回数は214回であった。

長期・短期処遇施設別に見ると、長期処遇施設では、1 施設当たりの平均回数は60.1回であり、最小回数は8回、最大回数は214回であった。短期処遇施設では、1 施設当たりの平均回数は66.0回であり、最小回数は32回、最大回数は142回であった。長期・短期処遇併設施設では、1 施設当たりの平均回数は54.1回であり、最小回数は8回、最大回数は161回であった。

	長期(32庁)	短期(10庁)	長・短期併設(10庁)
平均回数	60.1	66.0	54.1
最小回数	8	32	8
最大回数	214	142	161

表12 面談実施状況(長期·短期処遇施設別)

男女施設別に見ると、男子施設では、1施設当たりの平均回数は60.9回であり、 最小回数は8回,最大回数は214回であった。女子施設では、1施設当たりの平均 回数は57.2回であり、最小回数は8回、最大回数は161回である。男女併設施設で は、1 施設当たりの平均回数は57.5回であり、最小回数は35回、最大回数は80回で あった。

表13 面談実施状況(男女施設別)

	男子施設(41庁)	女子施設 (9庁)	男女併設(2庁)
平均回数	60.9	57.2	57.5
最小回数	8	8	35
最大回数	214	161	80

この面談について、定期的なものとして実施したか、保護者からの希望により臨 時に実施したものか等について調べたところ、全施設の面談の合計回数3.125回の うち、7割以上に当たる2,335回の面談(74.7%)が定期的なものであった。ま た,421回の面談(13.5%)が施設の必要により臨時に実施したものであり,257回 の面談(8.2%)が保護者からの希望により臨時に実施したものであった。

表14 面談実施理由ごとの面談回数

	定期的な	保護者が	施設の必要	その他	 合計
	面談	希望	旭設の必安	その他	行制
全施設の総数	2,335	257	421	112	3,125
全面談回数に占める割合	74.7%	8.2%	13.5%	3.6%	100.0%

処遇段階ごとの面談回数については、全施設の面談の合計回数3,125回のう ち, 1,006回の面談(32.2%)が1級上の少年の保護者に対するものであり, 最も 多かった。1級下の少年の保護者に対するものは,674回の面談(21.6%),2級上 の少年の保護者に対するものは、758回の面談(24.3%)、2級下の少年の保護者に 対するものは、687回の面談(22.0%)であった。

	1級上	1級下	2級上	2級下	3 級	合計
全施設の総数	1,006	674	758	687	0	3,125
全面談回数に占める割合	32.2%	21.6%	24.3%	22.0%	0.0%	100.0%

表15 処遇段階ごとの面談回数

# イ 面談の対応職員(表16)

面談の対応職員について調べたところ、最も多かったのは少年の所属する寮・個別担任職員で、全面談数3,125回のうち、2,539回の面談(81.2%)について対応していた。次いで、統括専門官が464回の面談(14.8%)に対応しており、分類保護担当職員(統括専門官を除く)が415回の面談(13.3%)に対応し、首席専門官が70回の面談(2.2%)に対応していた。また、院長や次長が対応した面談もあった。

			•					
	院長	次長	首席	統括	分類職員	寮·個別担任	他職員	
全施設の総数	16	4	70	464	415	2,539	26	
全面談回数に占める割合	0.5%	0.1%	2.2%	14.8%	13.3%	81.2%	0.8%	

表16 対応職員ごとの面談回数

# (2) 面会

#### ア 通常面会

通常の面会について、主に立ち会っているのは、どのような職員かについて尋ねた。最も多かったのは、少年が所属する寮・個別担任職員としたもので38庁、次いで当日に面会立会者として配置された職員としたのが18庁で、分類保護担当職員とした施設も12庁あった。

#### イ 特別面会・宿泊面会

平成20年4月から7月までの4か月間の特別面会(面会の態様,場所,時間等に個別の配慮を加えた面会)及び宿泊面会(宿泊を伴う面会)の実施状況について尋ねた。

当該期間において、特別面会及び宿泊面会のうちいずれかでも実施があったのは36庁である。このうち、特別面会の実施があったのは34庁、宿泊面会の実施があったのは9庁である。

#### (ア) 特別面会(表17,18)

特別面会について見ると、実施庁における実施回数の平均は7.8回で、最大実施回数は40回で、最小実施回数は1回であった。

特別面会の実施の内容としては、親子関係の改善や親子間の葛藤の調整が最も 多く、主に1級上進級時に出院後の生活等について話し合わせるために定期的に 実施しているとする回答も10庁程度あった。出院後の進路の話し合いや被害者の 状況や被害者についていの理解を深めるために実施されたものも見られたほか, 同施設に収容された共犯とそれぞれの保護者を交えて出院後の生活等について調 整を行ったものや遠方に住む保護者との面会を,保護者の最寄りの保護観察所に 少年を連れて行って実施したもの,などが挙がっていた。

面会に立ち会う職員は、ほとんど個別担任又は所属寮の職員であり、分類保護 担当の職員が同席するものもあった。また、事前及び事後の指導時以外は、立会 い職員なしで行うとするものもあった。実施場所は、通常の面会時に使用してい る面会室や施設敷地内の家庭寮としたものがほとんどであった。

実施回数等について長期・短期処遇施設別に見ると、特別面会の実施があったのは、長期処遇施設32庁中17庁、短期処遇施設10庁中8庁、長期・短期処遇併設施設10庁中9庁である。長期処遇施設の面会実施庁における実施回数の平均は5.3回、最大実施回数は20回、最小実施回数は1回である。短期処遇施設の面会実施庁における実施回数の平均は14.9回、最大実施回数は40回、最小実施回数は2回である。長期・短期処遇併設施設の面会実施庁における実施回数の平均は6.3回、最大実施回数は13回、最小実施回数は1回である。

	長期	短期	長・短期併設
	(32庁)	(10庁)	(10庁)
実施があった庁	17庁	8庁	9 庁
実施庁における実施回数の平均	5.3回	14.9回	6.3回
実施庁における実施同数の範囲	1 回~20回	2 回~40回	1 回~13回

表17 特別面会実施状況(長期·短期処遇施設別)

また,男女施設別に見ると,特別面会の実施があったのは,男子施設41庁中25 庁,女子施設9庁中8庁,男女併設施設2庁中1庁である。男子施設の面会実施庁における実施回数の平均は7.8回で,最大実施回数は40回,最小実施回数は1回である。女子施設の面会実施庁における実施回数の平均は8.6回で,最大実施回数は15回,最小実施回数は1回である。男女併設施設の実施回数は,1回であった。

男子施設 女子施設 男女併設 (41庁) (9庁) (2庁) 実施があった庁 25庁 8庁 1庁 実施庁における実施回数の平均 7.8回 8.6回 1.0回 実施庁における実施回数の範囲 1回~40回 1回~15回 1回

表18 特別面会実施状況(男女施設別)

# (イ) 宿泊面会(表19,20)

宿泊面会について見ると、実施庁における実施回数の平均は10.9回で、最大実施回数は22回、最小実施回数は2回であった。

宿泊面会の実施内容は、主に1級上進級時に出院後の生活等の調整のために定期的に実施しているものがほとんどである。ほかに、親子間の葛藤の調整や出院 後の進路についての話し合い等のために実施しているものもあった。

立ち会う職員については、事前及び事後の指導を除いて、ほぼすべての宿泊面 会が立ち会う職員がいない中で実施されていた。実施場所は、すべて敷地内の家 庭寮で行われていた。

実施回数等について、長期・短期処遇施設別に見ると、宿泊面会の実施があったのは、長期処遇施設32庁中1庁、短期処遇施設10庁中5庁、長期・短期処遇併設施設10庁中3庁である。長期処遇施設の実施回数は5回であった。短期処遇施設の面会実施庁における実施回数の平均は17.0回で、最大実施回数は22回で、最小実施回数9回である。長期・短期処遇併設施設の面会実施庁における実施回数の平均は2.7回で、最大実施回数は3回、最小実施回数は2回である。

	11		
	長期	短期	長・短期併設
	(32庁)	(10庁)	(10庁)
実施があった庁	1庁	5 庁	3 庁
実施庁における実施回数の平均	5.0回	17.0回	2.7回
実施庁における実施回数の範囲	5 回	9 回~22回	2回~3回

表19 宿泊面会実施状況(長期・短期処遇施設別)

また,男女施設別に見ると,宿泊面会の実施があったのは,男子施設41庁中5 庁,女子施設9庁中4庁,男女併設施設での実施施設はなかった。男子施設の面会実施庁における実施回数の平均は17.0回で,最大実施回数は22回,最小実施回数は9回である。女子施設の面会実施庁における実施回数の平均は3.3回で,最大実施回数は5回,最小実施回数は2回である。

	男子施設	女子施設	男女併設
	(41庁)	(9庁)	(2庁)
実施があった庁	5 庁	4 庁	0 庁
実施庁における実施回数の平均	17.0回	3.3回	0.0回
実施庁における実施回数の範囲	9 回~22回	2 回~5 回	0 回

表20 宿泊面会実施状況(男女施設別)

# (3) 保護者会(表21)

各教育過程の保護者会の実施の有無及び内容について尋ねたほか,在院者の保護者に対する措置等が盛り込まれる等の改正のなされた少年院法及び少年院処遇規則が施行された平成19年11月を基準として、保護者会の実施をいつ開始したかについても尋ねた。

# ア 新入時期

新入時期の保護者会は、52庁全庁で実施されていた。実施開始の時期については、50庁が平成19年11月より前から実施しているとし、そのうち16庁が実施内容に変更を加えたとしている。平成19年11月以降、新たに実施したとする施設も2庁あった。

実施内容については、施設見学や概況説明、少年との面会が多くの施設で実施されているほか、職員との面談や、少年を交えた三者面談を実施している施設も見られた。意見発表会やワークショップなどを実施している施設もあった。

### イ 中間期

中間期の保護者会は、17庁で実施されていた。実施開始の時期については、7庁が平成19年11月より前から実施しているとし、そのうち2庁が実施内容に変更を加えたとしている。平成19年11月以降、新たに実施した施設は9庁あった。なお、その他は、施設の移転・統合によるものである。

実施内容については、少年との面会については、ほぼすべての保護者会実施庁で 実施されていたほか、成績評価や就労支援、保護観察等についての説明を実施して いる施設も見られた。保護観察については、施設所在地の保護観察所の保護観察官 が来庁して説明しているという施設もあった。また、意見発表会や読書感想文発表 会などの行事を併せて実施している施設もあった。

# ウ 出院準備期

出院準備期の保護者会は、34庁で実施されていた。実施開始の時期については、21庁が平成19年11月より前から実施しているとし、そのうち6庁が実施内容に変更を加えたとしている。また、11庁が平成19年11月以降に新たに実施したとしている。なお、その他は、施設の移転・統合によるものなどである。

実施内容については、少年との面会がほぼすべての保護者会実施庁で実施されていたほか、多くの施設で仮退院や保護観察、出院後の生活等についての説明が実施されていた。また、意見発表会などの行事を併せて実施している施設や、親子でワークショップやSSTなどを実施し、親子関係の調整等を図っている施設もあった。

	新入時期	中間期	出院準備期
実施庁(全52庁中)	52庁	17庁	34庁
(内訳)			
平成19年11月より前から実施	34庁	5 庁	15庁
平成19年11月より前から実施しているが, 実施内容に変更を加えた	16庁	2 庁	6 庁
平成19年以降,新たに実施	2 庁	9 庁	11庁
その他	0 庁	1庁	2 庁

表21 保護者会実施状況

# (4) 保護者参加の教育活動

平成20年1月から同年12月までの1年間に実施された(予定を含む。),保護者が 参加・参観等した教育活動について尋ねた。

保護者が参加・参観した教育活動は、全52庁で384件あった(年間複数回実施している活動については、それぞれを1つの活動とみなした。)。1庁当たりの平均実施教育活動数は7.4件である。各施設の保護者参加・参観教育活動数の最大は24件で、最小は1件であった。教育活動数が24件であった施設は2庁あったが、いずれも意見発表会や読書感想文発表会などの行事を毎月実施している施設であり、1庁については行事の際に保護者会を併せて実施していた。

各施設が挙げた教育活動の内容で最も多かったものは,運動会(45庁)であった。 その他意見発表会(28庁)や読書感想文発表会(8庁)などが挙がっていた。また, 授業や実習の参観を挙げていた施設は、13庁であった。

それぞれの教育活動の実施開始時期についても調べた。保護者会の実施開始時期 と同様に、平成19年11月を基準として、その前後について尋ねた。

全52庁で保護者参加・参観教育活動として挙げた384件の教育活動のうち、平成19年11月より前から実施している教育活動は302件、平成19年11月より前から実施しているが、保護者を新たに参加させることとした、又は対象保護者の範囲を広げたものは39件、平成19年11月以降、新たに実施することとしたものは29件、その他(施設の移転により、新たに実施したもの等)が14件であった。また、施設が挙げた保護者参加・参観教育活動の中で、平成19年11月以降に新たに実施したもの、又は平成19年11月より前から実施しているが、保護者を新たに参加させることとした、又は対象保護者の範囲を広げたものが含まれていた施設は、20庁である。この20庁については、平成19年11月以降、保護者が参加・参観する教育活動を拡大したと言うことができる。

(5) 保護者向け講習・講演会 (表22, 23)

平成20年1月から同年12月までの1年間に実施された(予定を含む。)保護者向けの講習・講演会の実施状況について尋ねた。

保護者向けの講習・講演会を実施していた施設は、24庁であった。この24庁で87回の保護者向け講習・講演会が実施又は実施を予定されており、当該講習・講演会の実施回数の平均は3.6回である。なお、最大実施回数は17回、最小実施回数は1回であった。

長期・短期処遇施設別に見ると、短期処遇施設については、10庁中6庁で実施しているが、長期処遇施設については、32庁中13庁となっている。当該講習・講演会の実施回数については、長期・短期併設施設について、実施庁における実施回数の平均が5.0回と若干多いが、長期処遇施設、短期処遇施設についても、3.2回ないし3.5回となっており、大きな差はない。

	長期	短期	長・短期併設
	(32庁)	(10庁)	(10庁)
実施があった庁	13庁	6 庁	5 庁
実施庁における実施回数の平均	3.2回	3.5回	5.0回
実施庁における実施回数の範囲	1回~10回	1回~12回	1回~17回

表22 保護者向け講習・講演会実施状況(長期・短期処遇施設別)

男女施設別に見ると、男女併設施設では2庁中1庁、男子施設では41庁中20庁、女子施設については9庁中3庁となっている。当該講習・講演会の実施回数については、男子施設が、実施庁における実施回数の平均が4.0回となっており、女子施設の2.0回、男女併設施設における1.0回と比べ、若干多くなっている。

	男子施設	女子施設	男女併設
	(41庁)	(9庁)	(2庁)
実施があった庁	20庁	3 庁	1 庁
実施庁における実施回数の平均	4.0回	2.0回	1.0回
実施庁における実施回数の範囲	1回~17回	1回~3回	1回

表23 保護者向け講習・講演会実施状況 (男女施設別)

実施内容は、親子関係や家族関係についてのものと青少年の心理や非行要因等についてのものが最も多く、全87回の講演・講習会のうち、それぞれ22回実施されている。次いで、非行少年を子に持つ親の体験談等(12回)、就労や進路、出院後の生活、保護観察等についてのもの(8回)、被害者に関するもの(7回)などとなっていた。

講師は、全87回の当該講習・講演会のうち、約半数の43回が施設の職員が講師となっており、次いで外部講師(35回)、篤志面接委員(6回)などとなっている。

外部講師は、保護観察官やハローワーク職員、被害者関連団体メンバー、保護司な どとなっている。また、近隣の少年鑑別所の職員が講師となっているものもあった。

# 3 保護者に対する措置全般の課題等

# (1) 検討中の取組や関連する取組について

保護者に対する措置等について、現在検討中の取組や関連する取組について尋ねた。 現在検討中の取組としては、保護者向けの講演・講習会や中間期保護者会、授業参観 の実施、保護者参加行事の拡大、宿泊面会や特別面会の積極的な実施などが挙がって いた。

保護者向けの講演・講習会については、「保護者会及び行事の際に、保護者に対する講習会的な機能を持たせた時間を設けることを検討している。」という意見や、「就職や復学・進学の最新事情と手続きについての情報を提供する講習会について、必要性の高いものとして検討中である。」といった意見があったほか、「保護者講習会におけるワークショップでは、アサーショントレーニングの技法を活用したものを検討しているところである。」という意見や、「保護者に対するプログラムの導入を検討している。」という意見など、保護者に対して積極的に働き掛けることを検討している施設も見られた。

保護者に対する各種の情報提供について検討している施設もあり、「面会待合室に親子関係を見直すための啓蒙図書を集めた文庫を設ける。」、「外部で開催されている講習会や非行少年の親の会の情報、参考となる書籍の情報などを面会待合室などに掲示することを検討している。」とする施設もあった。少年自身の情報についても、「年に3回、学園の教育活動を紹介するニュースレターを発行し、すべての保護者に郵送している。」という回答も見られ、少年院の教育活動などについての情報を保護者に提供し、保護者の理解を得るとともに、施設の働き掛けに消極的な保護者に対して、施設や少年に目を向けてもらう一つのきっかけとしてとらえて取り組んでいる施設もあった。

また,「少年が入院すれば,速やかに少年の保護者に電話連絡し,少年が入院したことと,現在の少年の状態について説明している。」,「分類保護担当職員から電話等で働き掛け,面会を促すようにしている。」など,保護者への電話連絡についての意見も見られた。

少年院から保護者への一方的な働き掛けだけでなく,「現在も入院時,進級時などに電話連絡しているところであるが,今後は保護者からの相談やカウンセリング等を積極的に行っていきたい。」,「月1回の保護者の相談日をもうけ,電話や面談による相談を受け付ける」,「保護者からの架電による相談に対し,電話を受けた職員(主に分類)が懇切丁寧に助言指導を実施している。」といった意見のように,保護者からの相談対応についての回答も見られた。

# (2) 保護者の対応に苦慮した事例

攻撃的な保護者や拒否的な保護者など、対応に苦慮した保護者の事例について尋ねた。様々な事例が挙がっていたが、いくつかの類型に分けることが可能である。

#### ア 少年や少年院との接触等の拒否

施設が挙げた事例で最も多かったものは、少年の引受けをはじめ、面会や手紙のやり取りなどを拒否する事例であった。「保護者からの連絡がないため、電話連絡を何度も試みたが、連絡を取ることができず、苦慮した」事例や、「実際に少年と面接や信書のやり取りを交わしているにもかかわらず、少年を世話する自信が持てない、体調不良等の理由を挙げて少年を引き取らない」事例、「保護者に入院通知等を送付したところ、少年とは一切のかかわりを断つので今後は受け取りを拒否する旨の返事を添え、入院通知を返送してくる」事例などである。このような事例については、いずれも少年院が保護者に対し、電話連絡や場合によっては赴くなどして、粘り強く保護者に面会や面談などに応じるよう働き掛けている。保護観察所に協力を依頼するなど、関係機関と連携して働き掛けているケースもあった。粘り強い働き掛けが実を結んだものもあったが、保護者の態度が変わらず、引受人を変更するなどの対応を取った事例もあった。

# イ 少年院への不満や苦情の申立て

少年院の教育活動や措置等についての不満や苦情について申し立てる事例につい ても多く挙げられていた。「弁護士を通じて少年の成績評価、進級等の扱いの不満 を伝えた|事例や「仮退院後に高校への復学試験が予定されていることを理由に、 当院の成績評価の妥当性や進級制度に対して疑問や批判を投げ掛け、保護者に説明 をしてもなかなか納得してもらえなかった」事例、「監督官署に対して保護者が「我 が子だけが差別的な取り扱いを受けている」と一方的に申し立てをした」事例、「仮 退院後、引受人である実母のもとに帰住することになっていたが、少年が婚約者の もとに出院後、帰りたい旨申し出たため、実母が少年院の職員が実母のもとに帰ら なくてもよいと指導していると邪推し,苦情を申し立てた」事例,「障害を持つ少 年について、その実父が、少年の非行や問題性に目を向けず、障害についてのみ固 執し,施設の処遇方針や医療行為に対して,何度も執拗に同じ質問を繰り返し,医 師の診断や医療行為に対して、一方的に攻撃的な態度を見せるようになった|事例 などである。このような事例への対応としては、保護者に対し、丁寧に事情を説明 したとするものがほとんどである。なかには、保護者が高圧的な言動をしたとする 事例も見られたが、そのような状況においても、冷静に事情を説明したとしている。 また,「対応の窓口を首席専門官に一本化した」,「統括専門官以上の職員が,保護 者の面会来院時に、少年の近況と教育活動について説明している。」といった具体 的な対応についての記述もあった。

### ウ 理不尽な要求

保護者が理不尽な要求等をする事例も挙がっていた。「説明しているにもかかわらず、大量の書籍を差し入れようとした」事例、「少年の出院とともに外国での引受を強く希望し、当院と保護観察所の助言指導に拒否的で一方的な主張を続けた」事例、「少年との関係が不明な人との面会を保護者が申し出てきた」事例などである。少年院の対応についての紹介がないものもあったが、「窓口を一本化し、懇切丁寧な説明をし、少しずつ信頼関係を築いていった。」とする回答が見られた。

#### エ 少年院への不信感

少年院に対する不信感を募らせている事例についても挙がっていた。「少年に対する不信感が強く、また、少年院での教育では絶対に変わらないと言うなど、職員の話に耳を傾けようとしなかった」事例、「少年院への不信感が強く、前回、少年院出院時、問題点は改善されたと言われたが、仮退院後すぐに、元に戻って非行を繰り返すようになったとの苦情があった」事例などである。これらについても、職員との面談等を通じて、丁寧に少年院の教育活動などについて説明したとの回答が見られた。

# (3) 保護者に対する措置等についての問題点等

保護者に対する措置等について、施設が直面している問題や困難な点について尋ねた。

「全く連絡の取れない保護者や引受けの意思表示はするものの,面会,通信が全くない,若しくは極端に少ない保護者に対しては,働き掛けができないため苦慮している。」という意見や「保護環境の悪い少年の保護者は,面会に来ることもなく,保護者会への参加もほとんどない。このような保護者に対する措置のあり方をどのように行うかが課題である。」という意見など,少年の引受けや少年との接触や,少年院への来院等が乏しい保護者についてのものが最も多く,およそ4割の施設が挙げていた。

「親子関係に大きな問題性をはらんでいる保護者に限って,面会に来訪しなかったり,通信のやり取りをしないなど,接触を持たない傾向が強い。このような保護者を少年の改善更生のためにどうやってかかわらせるのか,監督,指導のためにどうやって意識喚起をさせるのか,効果的な方法を模索している。」,「来てほしい家族・保護者ほど,来院に応じてくれない。その強制力がない。」といった意見も見られ,本当に措置が必要な保護者に対して,接触ができないため,対応に困難を抱えている現状がうかがえる。

「当院は、広域収容施設であるため、多くの保護者が遠隔地に居住している。その結果、各種行事や保護者会への出席率が低い。」、「遠隔地の保護者が多く、来院するためには時間及び費用がかかる。加えて保護状況が悪く、再入者が多いことから、少年の更生に期待を持てない保護者が多く、施設からの働き掛けに応じないケースが比較的多い。」という意見が見られるなど、遠隔地に居住する保護者については、来院の機会が少なくなりがちで、少年院からの働き掛けが難しいとする意見を上げる施設も

見られた。特に、親子間の調整が必要な保護者については、積極的な来院等を促したいと感じているが、来院には保護者の大きな負担が伴い、なかなか来院に結びつかない状況がうかがえる。遠隔地の保護者についてではないが、短期処遇施設から「新入時保護者会、意見発表会、宿泊面会と短期間のうちに保護者を施設に招くため、保護者の負担が大きく、新たに講習会等を計画することは困難である。」という意見も出されており、少年院が保護者に対する措置の実施を考える際には、保護者の様々な負担をどのようにして軽減していくかが課題となるであろう。

「保護者への面会時の説明が時間的な制約や配置上の問題がある。」,「被収容者数が多く,業務量が増え,保護者に対する措置等について,対応がきめ細かく行き届かないこともある。」という意見など,措置等の実施に当たって,職員配置や時間面等の問題を挙げた意見も見られた。「保護者からの要求や訴え等は突発的であり,その対応に必要な人的・時間的余裕を作ることは非常に困難である。また,相談内容等も民事的な要素を含むなど一定以上の知識を有して対処することが求められるケースが増大している。」とする意見もあり,例えば,保護者に対する面談についてであれば,対応職員の配置,対応時間や対応場所の確保等に関する調整が必要となるなど,保護者に対する措置等の実施に当たって,相応の労力が必要となっている状況がうかがえる。

また、「自分の都合ばかりを主張し、当院の教育活動に非協力的な態度を取る保護者が増えたように思う。」という意見や、「知的能力に制約がある保護者に対し、今後どのような対応が有効なのか考える必要がある。」との意見が出されており、対応に配慮が必要な保護者についても、今後の措置等の実施に当たっての課題であると感じている。

# Ⅳ 考察

#### 1 「保護者ハンドブック」の活用

「保護者ハンドブック」については、少年院法及び少年院処遇規則の一部改正を受けて発出された平成19年10月19日付け矯正局長通達「在院者の保護者に対する措置等について」(以下、「保護者通達」という。)において、その交付及び説明を保護者に対して行うことが定められた。今回の調査では、この「保護者ハンドブック」の交付及び説明の状況について調査した。入院後概ね2か月ないし4か月が経過している少年について、その状況を調べたところ、その9割以上の保護者に「保護者ハンドブック」を交付し、同じく8割以上の保護者にその説明をしていることが分かった。

交付や説明ができない理由を見ても、保護環境が悪い状況であることに起因するものが多く、そのようなケースについては、交付や説明の実施そのものが非常に困難なものが多い。このようなケースを除けば、多くの保護者には、比較的高い割合で「保護者ハ

ンドブック」についての交付や説明が実施されていたと言える。

「保護者ハンドブック」は、少年院における矯正教育及び生活の概要、出院までの流れ等を記載したものであり、少年院についての基本的な事柄について説明したものである。このような情報については、これまでも新入時の保護者会等において説明がなされてきたものであるが、情報を文書化し、小冊子として配付することで、保護者がいつでも参照できるものとしたことに意義があると言える。基本的な情報を少年院側がきちんと提供することで、保護者との信頼関係を築くとともに、保護者が少年院の教育活動にきちんと向き合い、収容された少年の更生に少年院とともに取り組む姿勢を持つことにつながるものであると思料される。そのような意味からも、この「保護者ハンドブック」については、入院後の早い段階で交付され、説明がなされることが期待されており、現状としては、概ね期待に沿った運用がなされていると言えるであろう。

一方,「保護者ハンドブック」の交付及び説明がなされていなかったものについて, その3割ないし4割は,近日中に行う予定であるとされていた。これらについては,早期の来院を促すことや,可能な部分については電話で説明するなど,できるだけ早く実施できるよう取り組む余地があると思われる。「保護者ハンドブック」のやり取りを早期に実施することを通じて,少年院と保護者との関係をできるだけ早く,より緊密な関係を築き,少年の更生に向けて,少年院での教育活動に保護者が積極的に参加することが期待されるものである。「保護者ハンドブック」は保護者と少年院をつなぐ最初の一歩であり,両者の関係を作る一つの大きな糸口として,これを有効に活用し,丁寧にしっかりとした関係を築くことが必要であるものと思料される。

#### 2 個別的処遇計画の保護者との共有について

個別的処遇計画については、保護者通達により、新入時教育過程において、保護者に対し、その内容を具体的に説明することが定められた。また、個別的処遇計画をはじめとする矯正に関する計画を策定する上での参考として、家庭生活、交友関係、健康状態等について保護者から情報を収集するとともに、教育に関する希望、指導上の留意点、出院後の進路等について、その意向の把握に努める(参酌する)ことについても定められた。今回の調査では、個別的処遇計画の説明状況と保護者の意向の参酌状況等についても調査した。

個別的処遇計画の説明については、「保護者ハンドブック」と同様に、入院後概ね2か月ないし4か月が経過している少年について、その状況を調べたところ、その8割以上の保護者に個別的処遇計画について説明していることが明らかとなった。説明が実施されていない理由を見ると、実施されていないものの6割以上は保護環境が悪いことに起因すると考えられるものであり、これらについては、説明の実施が困難であると推察される。これらを除けば、多くの保護者には、比較的高い割合で個別的処遇計画についての説明がなされたと言える。なお、説明が実施されていない者の約3割を占める近日

中の実施予定となっているものについては、電話等の手段を用いて説明するなど、できるだけ早い説明実施に向けて取り組む余地があるものと思料される。

個別的処遇計画について、各施設が保護者に対して説明した内容は、ほぼすべての施設で、個別的処遇計画の制度概要だけでなく、個人別教育目標や段階別到達目標などが保護者に伝えられている状況にあることが明らかとなった。教育内容や方法、教育の予定期間についても、大半の施設が保護者に説明しており、個別的処遇計画について、保護者とほぼ十分共有されていると言えるだろう。一方、個人別教育目標など少年の課されている目標が、保護者に対して説明される内容となっていない施設も若干あり、このような施設においては、少年院と少年、保護者が、更生に向けての目標を共有できていないことが懸念される。より多くの施設において、そしてより多くの保護者が、少年に課された目標について少年や少年院と共有されるよう期待したい。

個別的処遇計画は、収容されている少年それぞれの目標やその目標に向けて実施される教育活動の内容等について記されたものである。この個別的処遇計画について保護者に説明することで、少年に課されている目標を少年院と保護者が共有し、両者が協力して、少年の更生に向けての教育を実施するものである。したがって、個別的処遇計画についても、「保護者ハンドブック」と同様にできるだけ早期に、かつ、きちんと説明されることを望みたい。

個別的処遇計画における保護者の意向の参酌については、各施設にその状況について 多肢選択で回答してもらったところ、3分の2以上の施設が「必ず参酌している」若し くは「必要に応じて参酌している」としたものの、4分の1の施設で「ほとんど参酌し ていない」としており、施設間で対応に差があることが明らかとなった。

保護者の意向の参酌ができていない理由の一つとして、個別的処遇計画の作成期間に間に合わないことが挙げられていた。個別的処遇計画については、平成3年7月10日付け矯正局教育課長依命通知「個別的処遇計画の運用について」において、短期処遇対象者については、入院後おおむね7日以内、長期処遇対象者については、入院後おおむね20日以内、長期処遇対象者のうち、教育の予定期間が2年を超えることが見込まれるものについては、入院後おおむね60日以内に作成するものとすると定められている。これらの期間内に、保護者の意向を確認し、計画作成に際して参酌するのは難しいと感じている施設があるということである。

ただ,長期処遇及び短期処遇のいずれの少年院についても,「参酌している」としている施設が相当数あるところから,保護者の意向の参酌ができないことを,作成期間のみの理由に帰することは適当でないものと思われる。施設間で,保護者の意向をどのような方法でもって参酌しているかなどの情報を共有することも有意義であると思われる。

個別的処遇計画については、少年の更生に向けて教育を実施する上で、少年院と保護者が共有するものである。したがって、共有される目標について、保護者自身もその策定に関与し、保護者の意向や情報を参考にした上で、より適切な目標を策定するととも

に、少年院と保護者とのより強い協力体制で少年の教育に当たることが期待される。

個別的処遇計画は、作成後に変更が可能であり、策定された計画と保護者の意向とに 大きい隔たりがあれば、調整し、必要であれば変更することもできよう。また、個別的 処遇計画にのみ意向が取り入れられるものでもなく、教育方法など様々な面で意向を取 り入れることは可能である。むしろ、少年院が保護者の意向に積極的に耳を傾け、その 受入れに当たって柔軟な姿勢を持つことが求められていると言えよう。

# 3 面談・面会について

保護者通達において、保護者に対する職員の面談の実施についても定められ、その実施状況についても調べた。今回の調査では、平成20年4月から同年7月までの4か月間における面談実施回数(延べ人数)について調査し、全国で延べ3,100回余の面談が実施されていた。同年8月1日現在の収容人員が約3,400名であったことから、収容の長短や期間中の入出院等を考慮せず、非常に単純に考えれば、この4か月の間に1人の少年について1回程度の保護者面談が実施されたことになる。面談の7割以上は定期的に実施されており、処遇段階ごとの面談回数を見ても大きな偏りは見られず、在院している少年の保護者に対し、在院中に定期的に面談が実施されている状況をうかがうことができる。

面会については、宿泊面会や特別面会も含めて、従来から各施設において実施されているが、先述した通達において、宿泊面会及び特別面会について、教育活動への参加の促進の一つとして、これらの面会の目的を説明して調整を行うことなどにより、保護者の参加を促すことが、盛り込まれている。

今回の調査では、平成20年4月から7月までの4か月間の特別面会及び宿泊面会の実施状況について調査し、約7割の施設が特別面会または宿泊面会を実施していた。宿泊面会を実施している施設は2割に満たないが、特別面会については6割以上の施設で実施されている。実施回数についても、特別面会の平均実施回数を見ると、1回ないし40回となっており、施設間のばらつきはあるものの、現状としては概ね順調に実施されていることがうかがえる。特別面会及び宿泊面会は、少年の資質面等から、必ずしもすべての少年、すべての少年院で実施できるという性質のものではないが、今後も少年の資質等の状況に応じて、より積極的に実施されることが望まれる。

保護者に対する職員の面談や特別面会、宿泊面会については、いずれも今回の調査に おいて、個別担任職員の関与が大きいことが明らかになった。これについては、後に述 べることとしたい。

# 4 各種教育活動への参加促進の取組と保護者の負担について

保護者通達において、教育活動への参観・参加を促進することや、新入時・中間期・ 出院準備期のそれぞれの教育過程において、必要に応じて保護者会を開催し、その参加 を促すことが盛り込まれている。また、保護者の監護者としての責任を自覚させ、監護に関する能力の向上を図るため、必要に応じて、青少年の心理及び行動、家族間のコミュニケーション、被害者の心情等に関する講習や講話を行う講習会を開催することも定められた。

少年院においては、これまでも様々な教育活動に保護者の参加を求めるなど、実践を積み重ねてきている。今回の調査では、少年院法や少年院処遇規則の一部改正が施行された平成19年11月を基準として、その前後における各施設の保護者が参加・参観する教育活動等の実施状況の変化についても調べ、約4割の少年院で、保護者が参加する教育活動を増やし、保護者の参加機会の増加を図る動きが見られた。また、保護者会については、新入時期には多くの少年院で実施されているが、2割程度の少年院において、新たに中間期や出院準備期においても実施するなど、よりきめ細かに実施することとした施設が見られた。さらに、保護者向けの講習会については、平成20年1月から12月までの1年間に約半数の少年院で実施(予定を含む。)され、実践が積み重ねられている。

保護者が少年院に来院し、教育活動への参加や講習会を受講することは、少年院に対する理解を深めてもらうだけでなく、少年の成長の確認や親子間の関係調整など少年の更生に向けての準備をする上でも大切な機会である。また、保護者向けの講習会等を通じて保護者の監護能力を向上させることは、出院後の生活における保護者の役割を考えれば、大変重要なものであり、再犯・再非行防止の観点からも有意義なものであると言える。

一方で、保護者参加の教育活動や保護者会の実施時期を増やすことや、保護者向けの 講習会等を開催することは、実施する少年院にとって業務の増加につながることとなる。 今回の調査で、保護者に対する措置についての問題や困難な点について挙げてもらうと、 職員配置や実施時間等の調整等が意見として挙がっており、少年院にとっても、これら の保護者に対する措置の実施に伴う業務の増加にどう対応するのか検討していく必要が ある。

また、保護者の来院機会を増やすことは、保護者の負担を増やすことにもなる。特に、遠隔地に居住する保護者の場合、往復の道のりに相当な時間がかかるだけでなく、交通費をはじめとした経済的な負担は大きくなる。保護者が仕事を抱えていれば、来院のために仕事を休むことも、保護者の負担となる。保護者の負担が大きくなり、保護者の参加が得られなければ、保護者の少年院における教育活動への参加を促す取組の意義はなくなってしまう。

今後、保護者に対して教育活動や講習会などに参加を積極的に促すことは、その意義からも当然求められることであるが、その際に、少年院と保護者の両者の負担についても念頭に置く必要があるように思われる。特に、保護者の負担については、全般的なものにとどまらず、個別的な事情についても把握した上で、措置等を実施することが望まれる。例えば、保護者参加教育活動と保護者会を同日に開催し、保護者の来院日を少な

くするなど、合理的な実施に努め、少年院も実施しやすく、保護者も参加しやすいもの としていく工夫が求められるだろう。

# 5 対応に苦慮する保護者への対応について

少年院は、これまでの教育実践の中で、様々な保護者に対する対応を迫られており、 とりわけ少年の引受けや少年との面会等のやり取り、少年院からの接触に消極的な保護 者については、苦労を積み重ねてきている。

今回の調査においても、対応に苦慮した保護者として、事例が最も多く挙げられていたのは、少年や少年院との接触に拒否的な保護者であった。また、「保護者ハンドブック」の交付及び説明、個別的処遇計画の説明について、実施できない理由の多くは少年の保護環境が悪いことに起因するものであり、すなわち保護者が消極的であることから、保護者の来院の機会がなく、保護者に連絡が取れないなどで実施できないというものであった。

このような保護者は、これまでも多くの施設において問題となっていたものであり、現在もその状況は変わっていないということであろう。少年や少年院との接触に拒否的な保護者は、そもそも少年院への来院機会が乏しく、措置の実施が非常に難しい。このような保護者に対しては、これまでも実施しているように、電話連絡や保護観察所、保護司を通じた働き掛けなど、粘り強い取組が必要であることは言うまでもない。また、少年院の教育活動についての情報をニュースレター等の形で定期的に保護者に郵送する取組を実施している施設も見られたが、保護者が少年院に目を向けるきっかけを作る取組として参考となるだろう。

今回の調査で、対応に苦慮した保護者について事例を挙げてもらった際、消極的な保護者のほかに、少年院への不満や苦情を申し立てる保護者や、理不尽な要求をする保護者、少年院への不信感を募らせている保護者などが挙げられていた。もちろん、このような保護者についても、これまでの教育実践の中で対応していたと思われるが、保護者に対する措置等をより積極的に実施していく中で、保護者とかかわる機会が増えており、各施設においては様々な保護者への対応が余儀なくされていると言える。このような保護者への対応として見えてくるのは、特別なものというよりは、これまでの教育実践と同様に、保護者の言い分をよく聞き、少年院の言うべきことについても冷静かつ丁寧に説明し、場合によっては統括専門官や首席専門官などの幹部職員が対応して、窓口を明確にするなど、真摯な対応であるように感じられる。

先に取上げた消極的な保護者をはじめとして、今後も様々な保護者に対して、様々な 取組を積み重ねていく必要があることは言うまでもないが、このような取組や実践を集 積し、各施設の参考とすることも必要であろう。

#### 6 保護者に対する措置等の今後の課題について

保護者に対する措置等の実施に当たって、問題・困難な点として挙げられていたのは、 先に述べた少年や少年院との接触に拒否的な保護者や遠隔地に住む保護者、といった保 護者についてのものが多かったが、次いで多かったのは、職員配置や実施時間や場所の 制約など、少年院における人的及び物理的制約である。

保護者会や保護者参加の教育活動、保護者向けの講習会等の開催など、それぞれの実施に当たっては、職員配置や時間面等の調整が必要となる。場合によっては、外部の関係機関職員や講師等との日程調整なども必要になろう。

先に少し触れたが、今回の調査で、調査期間に実施された全施設の面談の8割以上について、少年の個別担任職員や所属寮職員がその対応に当たっていたことが明らかとなった。また、7割以上の少年院では、通常の面会についても個別担任職員や所属寮職員がその立会いをしているほか、特別面会や宿泊面会についても、個別担任職員や所属寮職員が立会いや事前・事後指導に当たっていることが多い。

個別担任職員がそれらの対応をするためには、その対応が可能となるような職員配置を組む必要があり、個別担任職員だけの問題でなく、施設全体の職員配置に関わる問題となる。すなわち、現状において、そのような配慮をして面会や面談の対応をする個別担任職員を捻出している状況にある。

また、保護者への対応は、必ずしも少年院側の意図だけで進められるものではなく、 保護者の意図が大きく影響するものであり、場合によっては保護者が急に相談を持ち掛けるなど、急な対応が求められることも考えられ、今後、保護者に対する措置を進めていけば、そのような例が多くなることも見込まれる。

少年院の人的資源をはじめ、各種資源は限られている。保護者に対する措置が重要であるにしても、他の教育活動の実施に支障を生じさせることは認められない。したがって、先述したように、様々な措置等の実施に当たっては、より効率的に実施することが求められることは言うまでもない。

また、個別担任職員については、これまでも少年の保護者に対する対応を行ってきたが、面談等の保護者に対する措置の実施に当たっても、中心的な役割を担うことになる。単に、少年指導の際に、家族についての状況を把握しておくだけでなく、保護者に対し、少年院が持つ少年についての情報を提供したり、保護者に対する措置を実施したりすることを通じて、保護者と少年の関係の調整を実施することが求められる。

個別担任職員は、そのような働きがこれまで以上に求められていることをまずよく認識し、その上でそのような業務を遂行できる力量を養っておく必要がある。そのための研修の実施も必要であろう。

また、個別担任職員の業務体制を見直すことも考えられる。現状において、個別担任職員には、少年院における少年処遇の大きな部分が委ねられており、これに加えて、保護者に対する対応も、個別担任職員が第一義的な対応者となると、個別担任職員の対応

範囲は非常に幅広く、責任も非常に重いものとなる。個別担任職員の負担を考慮し、所属寮職員を中心とする業務のバックアップ体制を構築しておくことも、一つの大きな策であろう。また、例えば少年を、非行問題性ごとのグループだけでなく、様々な処遇グループに所属させ、できるだけ少年の処遇は処遇グループにおいて実施し、個別担任職員は処遇全般のコーディネート的な役割を担うものとし、出院後の健全な生活を見据えた帰住調整や家族間の調整に、より重点が置けるような体制を作るのも一つの方策であろう。

いずれにせよ,少年処遇全般の中での保護者に対する措置の位置付けを念頭に置き,保護者に対する措置等の実施・運営の在り方や,職務全体の分担の在り方,業務のバックアップ体制等について検討しておくことが必要であると思料される。

# 付 記

最後に、本研究の実施に当たり、調査研究に御協力を賜った法務省矯正局をはじめ矯正施設の 各位に対し、心からの謝意を表します。